

広労発基 0218 第 4 号
令和 7 年 2 月 18 日

関係団体の長 殿

広島労働局長
(公印省略)

エックス線装置構造規格の一部改正について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国際電気標準会議規格、医療用エックス線装置基準（平成 13 年厚生労働省告示第 75 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）との整合性を図る観点から、エックス線装置構造規格（昭和 47 年労働省告示第 149 号）が改正されたのでお知らせいたします。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ウェブサイトに掲載されていますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改正の概要

歯科診療用のエックス線装置が備えなければならない要件を、手持ち式の装置と手持ち式以外の装置で分けて設定するとともに、手持ち式の装置の要件を従来よりも厳しい要件としました。

なお、手持ち式以外の装置の要件は従来の要件から変更はありません。

2 参考のホームページ

厚生労働省ウェブサイト
「エックス線装置構造規格の改正について(報告)
第 173 回安全衛生分科会資料」



<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001377778.pdf>